

市民の皆さまへ

岡山市民の終活を支援するための条例（仮称）案 について  
皆さまからのご意見を募集します！

募集期間

令和6年 11 月 25 日（月）～ 令和7年 1 月 17 日（金）

岡山市議会では、市民の皆さまの終活への取組を支援するため、「岡山市民の終活を支援するための条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めてきました。

この度、条例案を取りまとめましたので、次のとおり、市民の皆さまからご意見を募集いたします。多くのご意見をお待ちしております。

### 提出方法

1 ホームページの意見募集フォームから提出

下記のURL又は右のQRコードから市議会ホームページの意見募集フォームへ直接アクセスできます。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

URL <https://com.city.okayama.jp/cmsform/enquete.php?id=687>



2 上記のほか、以下の宛先に、電子メール、FAX、郵送、持参でご提出いただくこともできます。

・電子メール [chousaka@city.okayama.lg.jp](mailto:chousaka@city.okayama.lg.jp)

※メールの件名を、【意見募集】終活条例について としてください。

・FAX、郵送、持参 ※令和7年1月17日（金）午後5時15分必着

岡山市議会事務局 調査課（岡山市役所議会棟2階）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1535（直通） FAX：086-233-1186

3 条例案は次の場所で配布しております。また、閲覧も可能です。

・議会事務局調査課

・各区役所総務・地域振興課（北区役所を除く）

・情報公開室（市役所本庁舎2階） ※閲覧のみ

○ 注意事項

- ・意見書の提出者が不明な場合やご意見が記載されていない場合は無効となります。
- ・口頭又は電話でのご意見の受付いたしません。あらかじめご了承ください。

○ 取り扱いについて

- ・お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な案を作成する際の参考とさせていただきますとともに、市議会ホームページにて回答と合わせて公表する予定です。
- ・ご意見に対して個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
- ・ご記入いただいたご住所、お名前等の個人情報につきましては、岡山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年市条例第45号)の規定により、適切に取り扱います。

○ お問い合わせ先

岡山市議会事務局 調査課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1535（直通） F A X：086-233-1186

電子メール：chousaka@city.okayama.lg.jp

# 岡山市民の終活を支援するための条例(仮称)の制定について【概要】

## 1 条例制定の背景

岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)によると、令和2年時点で65歳以上の単身世帯の数は35,368とのことです。この数字は、平成12年の17,283から比較すると約2倍の増加です。同計画では、岡山市の総人口は将来減少する反面、総人口に占める高齢者の割合は増えるものと予想しています。



【出典】岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)

一方で、1人暮らしの高齢者の増加に伴って、見送る人がいないまま亡くなるケースも多数発生しています。

このような社会においては、終活の重要性はより高まるものと考えられます。住み慣れた地域で安心して生涯を通じ自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うできるように終活を支援することは、国や地方自治体を挙げての大きな課題であると言えます。

## 2 条例（案）検討の経緯

このような現在の社会状況を踏まえ、岡山市議会では、市民の終活を支援するため、令和6年7月に市議会6会派（自由民主党岡山市議団、公明党岡山市議団、みらいえ、日本共産党岡山市議団、おかやま創政会、懐かしい未来）の議員8名からなるプロジェクトチームを設置し、議員提案条例の制定に向けた検討を進めてきました。

令和6年7月	プロジェクトチームを設置
令和6年7月～11月	計9回の会合を実施
令和6年10月	大阪府及び足立区へ先進地視察を実施
令和6年11月	条例案を取りまとめる

これまでに市の関係部局をはじめ、関係機関、関係団体等からの意見聴取、人生会議（ACP）に関する議員研修会などを実施し、9回の会合を経て、この度「岡山市民の終活を支援するための条例（仮称）」を制定しようとするものです。

### (1) 意見聴取

No.	関係機関・関係団体等	日 程
1	遺品整理総合相談窓口協同組合	令和6年8月
2	一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会岡山支部	令和6年8月
3	岡山市空家等対策協議会 (所管課 岡山市都市整備局住宅・建築部建築指導課)	令和6年8月
4	おくやみ窓口 (所管課 岡山市市民生活局市民生活部区政推進課)	令和6年8月
5	公益社団法人岡山県医師会	令和6年8月
6	岡山市成年後見センター (受託者 社会福祉法人岡山市社会福祉協議会)	令和6年8月
7	一般社団法人日本看取り士会	令和6年8月
8	公益社団法人岡山県看護協会	令和6年11月
9	一般社団法人中国シルバーライフ協会	※資料提供

## (2) 先進地視察

実施日 令和6年10月30日(水)～31日(木)

視察場所及び調査事項

10月30日(水) 大阪府（大阪府議会議員（大阪維新の会大阪府議会議員団）及び大阪府執行部）

「いのち輝く人生のため『人生会議』を推進する条例について」

31日(木) 足立区（社会福祉法人足立区社会福祉協議会）

「高齢者あんしん生活支援事業について」

## 3 プロジェクトチームの構成議員

議員名	会派名	役職
江田厚志	自由民主党岡山市議団	リーダー
早野賢一	公明党岡山市議団	サブリーダー
吉本賢二	自由民主党岡山市議団	
平元道隆	公明党岡山市議団	
前島慶太	みらいえ	
東毅	日本共産党岡山市議団	
小林寿雄	おかやま創政会	
川上智美	懐かしい未来	

## 4 条例案

6～8ページをご覧ください。

## 5 今後のスケジュール（案）

令和7年2月 定例会市議会に条例制定に係る議案を提出  
令和7年3月中旬 定例会市議会最終日に議決、条例公布  
令和7年4月1日(予定) 条例施行

## ○岡山市民の終活を支援するための条例（仮称）案

（前文）

住み慣れた地域で安心して生涯を通じ自分らしくより充実した日々を送り、自らの望む人生を全うすることのできる社会の実現は、私たち市民の願いです。

自分らしい人生を送るためには、人生設計を自ら考え、選択し、決定していくことが求められます。そして、その考え方はそれぞれ異なるものであり、尊重されなければなりません。

しかしながら、自分らしい人生とは何か、自分の人生をどのように全うするかを考えることに不安やおそれを抱く人も少なくありません。また、高齢者の単身世帯が増加し、とりわけ、頼れる親族などがない場合はなおさらです。

誰しも訪れる人生の終着点をどのように迎えたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生の先々の準備を整えることは、世代を問わず、全ての市民が取り組むことができることです。

医療、介護、葬儀、相続等に係る自らの思いを、残される親族及び信頼できる周囲の人と共有しておくことは、将来への不安を軽減し、今をよりよく生きることにつながるものと期待できるものです。

ここに、私たちは、終活支援に係る理念を明らかにするとともに、人生を総括し、自分らしい人生を全うするための準備として市民が取り組む終活を支援し、終活支援に係る施策を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市が行う終活支援に関する基本理念及び基本的施策を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることで、市民の将来への不安を軽減するとともに、全ての世代が自身の人生を見つめ、今をよりよく生きることのできる心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活 世代を問わず、人生をどのように全うしたいかという理想の下に、そこから遡って今すべきことは何かを考え、人生を全うするに当たっての先々の準備を整える活動をいう。

- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で終活に関する事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 終活支援 終活に関して市及び事業者が行う支援をいう。
- (5) 人生会議 人生の最終段階における医療及びケアについて、本人が家族、医療・ケアチーム等と事前に繰り返し話し合う取組をいう。
- (6) エンディングノート 終活に関する自らの意思を記録するための冊子をいう。
- (7) おくやみハンドブック 死亡届を提出した後に必要となる手続を記載した冊子をいう。

#### (基本理念)

第3条 終活支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を整備すること。
- (2) 終活に関する市民の要望を適切に把握し、時代に適合した施策を行うこと。
- (3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

#### (市の責務)

第4条 市は、終活に取り組む市民を適切に支援するものとする。

2 市は、終活支援に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的に行うよう努めること。
- (2) 終活は、市民自らの主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。

#### (事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業の専門性を生かし、終活に取り組む市民を適切に支援するとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市民が安心して終活に取り組むことができるよう、国の作成した高齢者等終身サポート事業者に関するガイドラインを遵守し、適正な事業の実施に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、終活が自らの将来への不安を軽減し、及び周囲の人への配慮につながることを踏まえ、適切な時期に終活に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、事業者と連携して、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 人生会議その他の終活に関する普及啓発及び教育
- (2) エンディングノートその他の終活に関する自らの意思を記録するための媒体の作成及び普及
- (3) おくやみハンドブックの作成及び普及
- (4) 終活に関する様々な手続への正しい理解の普及
- (5) 終活に関する相談の支援
- (6) 終活に関する情報の収集及び提供
- (7) 終活に係る個人情報の詐取その他犯罪行為に対する防犯の啓発及び知識の普及
- (8) その他市長が終活支援の推進のために必要と認める施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。